

◎新潟県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
五泉市上木越字荒屋甲1461番2から同市熊野堂字熊野堂5041番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月11日